



お待たせいたしました、サービス産業消費喚起事業（GoTo トラベル事業  
支援対象）旅行商品の販売を開始いたします。

期間：令和2年8月27日～令和3年1月31日迄

以下の事項を必ずご確認ください。

- 1、GoTo 記載の旅行商品は、GoTo トラベルの支援対象です。
- 2、旅行代金は、旅行商品別に記載いたしております。またお客様へ給付金差引旅行代金がおわかり易く  
ご覧いただけますように通常旅行商品と GoTo トラベル事業旅行商品（給付金差引金額記載）を掲載いた  
しております。
- 3、9月迄は下記記載（旅行代金と支援内容のイメージ）旅行代金の最大35%の給付金受領額となります。
- 4、9月1日以降当社は定める日（別途 WEB サイトニュース等にてご案内いたします）のご旅行に関しましては  
ご旅行代金に応じた地域共通クーポンが付与されます。
- 5、給付金の受領につて、国からの給付金はご利用のお客様に対して支給されます。  
当社及び GoTo トラベル事務局は、給付金をお客様に代わって受領（代理受領）いたしますので  
お客様は、旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただきます。  
尚、お取消しの際は通常旅行代金（GoTo の記載のない旅行商品）を基準として所定の取消料を申し受けます。  
お客様は、当社及び GoTo トラベル事務局による代理受領、取消料についてご了承のうえお申込みください。

※旅行代金から GoTo トラベル事業による助成金を引いた金額を記載いたしております。記載金額がお客様のお支払い実  
額となります。

※上記期間内でも給付金が上限になり次第事業終了となります。予めご了承ください。

※ご利用に以下の要項をご覧くださいますようお願い申し上げます。

## ● GoTo トラベル事業について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域の再活性化を目的として実施される、官民一体型の消費喚起事業です。  
国内ツアーの旅行代金の最大2分の1相当額を国が支援します。給付額のうち、約7割は旅行代金への支援額に、約3割は旅行  
先で使える地域共通クーポンとして付与されます。

### ★支援概要

- ・旅行代金の最大 2分の1 相当額が支援されます。
- ・宿泊ツアーについてはお一人様1泊あたり 20,000円 が支援額の上限となります。
- ・日帰りツアーについてはお一人様 10,000円 が支援額の上限となります。
- ・支援額のうち、7割程度 が旅行代金の割引、3割程度 が旅行先で利用できる地域共通クーポンとして付与されます。

※連泊制限や利用回数の制限はありません。

※地域共通クーポンは 2020 年 9 月以降の弊社の定める日以降に付与される予定です。それまでのご旅行の場合、

地域共通クーポンは付かず、旅行代金への支援のみとなります。

※当面の間、東京都が目的地となる旅行(宿泊・入場・食事等が含まれる旅行)及び東京都に居住する方の旅行につい

ては対象外となります。

★旅行代金と支援内容のイメージ(弊社募集型企画旅行の場合)

宿 泊 数		日帰りツアー			1泊2日の宿泊ツアー			2泊3日の宿泊ツアー		
旅行代金(一人あたりの一例)		5,000円	7,000円	10,000円	30,000円	40,000円	50,000円	70,000円	80,000円	90,000円
国からの支援額		2,500円	3,500円	5,000円	15,000円	20,000円	20,000円	35,000円	40,000円	40,000円
支援額の 内訳	旅行代金への支援額 ※100円未満は切り捨て	1,700円	2,400円	3,500円	10,500円	14,000円	14,000円	24,500円	28,000円	28,000円
	地域共通クーポン ※1,000円未満は四捨五入	1,000円	1,000円	2,000円	5,000円	6,000円	6,000円	11,000円	12,000円	12,000円
お支払い実額		3,300円	4,600円	6,500円	19,500円	26,000円	36,000円	45,500円	52,000円	62,000円
		※支援額は 10,000円が上限			※支援額は 20,000円が上限			※支援額は 40,000円が上限		

※旅行代金への支援額は、募集型企画旅行の場合 100 円未満の端数を切り捨て、ホテル宿泊プランの場合は 1 円未満の端数を切り捨てとなります。

※地域共通クーポンは、1,000 円未満の端数は四捨五入されます。

●ご利用について (お願い)

感染症予防にご注意いただきながら楽しいご旅行ができるよう、ご参加の際には以下を必ずご確認ください。

★Go To トラベルのご利用に当たっての遵守事項(観光庁より)

Go To トラベル事業は、ウィズコロナの時代における「新しい生活様式」に基づく旅のあり方を普及、定着させるものです。次の内容を必ず守り、安全・安心なご旅行をお願いします。

①旅行時は毎朝、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従っていただきます。また、スマートフォンを利用されている方は接触確認アプリのご利用をお願いします。

②旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施してください。3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もご遠慮ください。

③宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件になっています。宿泊施設等の従業員の指示に必ず従ってください。

④若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられています。実施する場合には、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切なお旅行をお願いします。

観光庁より、Go To トラベル事業をご利用いただく皆様へ～GoTo トラベルのご利用に当たっての遵守事項～

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001357063.pdf> 一読ください。

#### ● GoTo トラベル事業の詳細について

Go To トラベル事業の詳細につきましては、下記の公式サイトをご参照ください。

旅行者向け GoTo トラベル事業公式サイト <https://goto.jata-net.or.jp/>

観光庁の公式サイト [https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01\\_000637.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000637.html)

#### ● ご注意事項

・当ページの記載内容は観光庁の資料を参照しているものであり、Go To トラベル事業の支援内容については今後予告なく変更及び GoTo トラベル事業中止となる場合もございますので、予めご了承ください。

・Go To トラベル事業支援対象ツアーの予約時に取得したお客様の個人情報は、お客様に代わり給付金の申請を行うため、事務局及び国に提供いたします。



・新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、給付金の交付を一時的に停止することがあります。また、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、観光庁が特定の地域及び期間について本事業の実施を取りやめることとした場合における該当地域及び期間の商品は利用対象外となります。

2020年8月17日現在：東京都を目的地とする旅行と東京都に在住している方の旅行は対象外となります。